

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月12日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第68号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市空家等対策協議会の項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月13日から施行する。